

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	市 長	教 育 長
6	の ぐ ち 英 一 郎	に じ と み ど り	関 係 局 長	選 管 事 務 局 長

発言の要旨

- 1 名水百選・棚田百選に選ばれた京都の登れる最高峰八重山の平川動物公園と同面積の森を外資系企業による自然を壊して自然エネルギーというわずか20年間の本末転倒なビジネスプランのためだけに保安林と国有林を壊して、1基当たり紫尾山系の大規模計画よりも多い残土を出し谷埋め処理も準備書に明記の、県庁よりも50メートル程高い風車を9基も建てる計画の存在について
- (1) 昨年末の8号、9号の場所が初公表された準備書への意見書75通の少なさは、いまだに単なる計画の存在が圧倒的に知られていないことを裏づけるものと思慮するが、地元紙に当該企業が3月27日にカラー写真の広告を出した経過を踏まえると改めて計画実現の際の大変な影響を想像して市民のひろばを通した計画の周知努力を企業も当局もすべきではないか
- (2) そもそも、クマタカ的生活圏でもある八重山一帯がなぜこの乱暴な計画に選定されたものか
- (3) 郡山在住の方々などが許可を経て登山者カウンターを設置しているが実績を把握しているか
- (4) 本市の「八重の棚田地区景観計画」を田の水の恵みの源である八重山とその稜線を包括したものと改定する考えはないものか（このような暴挙の再発予防のためにも）
- (5) 本年5月2日付で当局が県に回答した中身は昨年末初公表の準備書の計画に対して主にどのようなことを伝える中身となっているものか
- (6) 郡山地域内では「もうこの計画は確定しているものだから、いまさらどうこう言っても無理」「これは国の計画」などといった虚偽が流布されていると仄聞する、こうした認識はフェイクニュースと考え得るが当局はこれらをどのように解するか
- (7) 環境アセスメントの手続としては、今後の評価書段階前後が初めて単なる計画レベルが具現化するかどうかの要諦と考えられるが、当局の見解
- (8) 3月13日に初開催した郡山全域対象説明会の質問への回答はいまだに全くなされていないが、このような対応をどう考えるか
- (9) 熊本の荅北町では、事業開始後の同企業による周辺管理のずさんが確認されているが、そのような事業者は社会的に信頼可能と考えるか
- (10) 保安林と国有林の解除や開発のための貸付同意を求められることが想定される本件に対して、3月から始まった反対署名は1万人を超えてまもなく市長への提出を予定していると聞くが、どのような対応を考えているか
- 2 こどもの貧困は体験格差とも言われる時代において市民に公平に開かれた公共の文化芸術政策としてアートマネジメントを大きく担うKCICについて
- (1) 直近まで練り上げられ策定されたプランを踏まえた運営方針と、アートマネジメントの必要性の当局認識
- (2) 今回の受託者の選定理由と選考にアートマネジメントの専門家有無とそこから評価
- (3) 美術館など市や県の施設との連携構想はどのように持つものか

- 3 「ドルフィンポート跡地の県総合体育館」と本年9月末にコンサルからの構想取りまとめが予定されている市長の重点政策である「日常使いされる稼げるスタジアム」の建設に市民意見を反映することについて
- (1) 現段階において「日常使いされる」とは地元の生活者である市民・県民が無料あるいは極めて低廉な料金で若年層がアーバンスポーツやまちなかキャンプを楽しめるような親水性と植樹も考慮した屋内外の整備が必要と考えるが見解は
  - (2) 赤字前提の体育館よりは極めて経済効果を出せて、なおかつ近隣エリアの商業にダメージではなく、大隅半島との海上交通活性化も視野に相乗効果のあるコンテンツの厳選が必要だが、当局の現状認識は
  - (3) まちなみとの調和から景観への懸念の意見を多数いただくが、公共財ともいえる景観価値の評価と建築による影響の低減と回避の具体策
- 4 住生活基本計画（仮称）策定事業について
- (1) 計画の目的とスケジュール
  - (2) 福祉系の色合いが濃厚なものとする必要性の認識
  - (3) 子育てや高齢者の孤立や身寄りの有無を盛り込む必要性の認識
  - (4) 民間の賃貸物件に関する担当をどのように考えているのか
  - (5) 防災減災も包括する居住支援協議会の設置の必要性の認識
  - (6) そのために住宅課と福祉部局の関連業務を横断して担うような居住支援課の設置の必要性の認識
  - (7) シェルターの必要性の認識
- 5 少なくとも7年前から発生してきた岩手県釜石市の全市民個人情報漏えいの本市の教訓について
- (1) この大規模な個人情報流出はどのようなものとの認識か
  - (2) 当該市では毎年の異動時期を利用した情報の不正取得が長年看過されてしまっているが、本市の現状と対比して改善点の有無及び対応経過
- 6 ウィズコロナ社会での投票する権利について（特例郵便等の制度活用などの観点から）
- (1) 不在者投票制度のうち特例郵便等の概要と実績及び見解
  - (2) 来月に迫る投開票日に向けて、コロナによる自宅療養・自宅待機の方や介護度によって利用できる制度が区分されていることの周知の方策とスケジュール
- 7 一般会計補正予算中、あいばすに導入するバスロケーションシステム（イニシャルコスト1,800万円、ランニングコスト200万円）の必要性の根拠について
- (1) 遅延の発生状況の過去3年間の推移
  - (2) アプリのダウンロードや活用になれた方々が、あいばすの利用者の多数であるとの根拠の有無